

令和四年

五條市議会第二回臨時会会議録（第一号）

令和四年四月二十日（水曜日）

議事日程（第一号）

令和四年四月二十日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 報第 三号 専決処分の報告について（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）
- 第五 報第 四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）
- 第六 報第 五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）
- 第七 議第三十三号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について
- 第八 議第三十四号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 第九 議第三十五号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

説明のための出席者

欠席議員（なし）

市長
副市長
教育長
理事
技監
市長公室長

十二番 十一番 十番 九番 八番 七番 六番 五番 四番 三番 二番 一番

平 善 南 堀 人 太

大 藤 吉 山 福 岩 崩 吉 平 養 谷 斎

己 本 内 見 田

谷 富 田 口 塚 本 田 岡 田 藤

富 隆 則 伸 達 好

龍 美 雅 耕 佳 清 全 勝 有
惠

長 典 行 起 哉 紀

雄 子 範 司 実 孝 秀 正 司 康 啓 紀

午前十時零分開会

事務局職員出席者

事務局長	柳 神 辰 小 西 ケ	戸 榮 東 吉 岡 名 石 久 谷 田 中 櫻	総務部長
事務局次長	瀬 農 已 田 峯	野 林 川 迫 田 保 口 中 本 本	危機管理監
事務局次長補佐	五 典 大 光 久	淳 純 佳 民 雅 茂 雅 久 久 賢 茂	すこやか市民部長
事務局総務係長	美 子 輔 章 美	哲 子 司 秀 長 浩 人 彦 美 美 二 樹	あんしん福祉部長
速記者			産業環境部長
			都市整備部長
			教育部長
			西吉野支所長
			大塔支所長
			水道局長
			会計管理者
			総務部次長・財政課長事務取扱

○議長（山口耕司）ただいまから、令和四年五條市議会第一回臨時会を開会いたします。

本日、令和四年五條市議会第二回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参考を賜り厚く御礼を申し上げます。

本臨時会には、令和四年度五條市一般会計補正予算案等が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので御了承願います。

この際、申し上げます。

令和四年第一回三月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者席を演壇から正面に向かって左側に移動しておりますので、御了承願います。

また議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願いを申し上げます。

初めに、職員の人事異動がありましたので、この際、人見副市長から御紹介をしていただきます。人見副市長。

〔副市長　人見達哉登壇〕

○副市長（人見達哉）失礼いたします。

議長から発言の許可を頂きましたので、去る四月一日付定期人事異動により異動がありました職員につきまして、紹介をさせていただきます。

なお、現下の状況に鑑み、紹介は議場における理事者席の者のみとし、その他の職員については割愛をさせていただきます。

それでは、紹介をさせていただきます。

国土交通省から出向いただきました技監の善本隆典でございます。

市長公室長の平川富長でございます。

総務部長の櫻本茂樹でございます。

危機管理監の中本賢二でございます。

あんしん福祉部長の谷口久美でございます。

産業環境部長の久保雅彦でございます。

都市整備部長の石田茂人でございます。

教育部長の名迫雅浩でございます。

総務部次長兼財政課長事務取扱の戸野 哲でございます。

西吉野支所長の岡 民長でございます。

会計管理者の榮林淳子でございます。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、紹介を終わらせていただきます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）職員の紹介が終わりました。

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日、ここに令和四年五條市議会第二回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が若い世代を中心に徐々に増えつつあります。

全国的に感染が急速に拡大した変異株オミクロン株よりも感染力が高いとされるBA.2やXEと言われる変異ウイルスも国内で初めて検疫で確認されました。これらウイルスは次の第七波の主流になると見られています。

一方、今年の大型連休の旅行動向が前年度実績より約七〇パーセント増加すると予測している企業や自粛していたイベントの規模を縮小や参加者を制限するなどして再開するところもあり、多くの人が外出することが予想されます。

一人一人が油断することなく感染予防に努めていただくとともに市民の皆さんにも御不便をおかけしますが、引き続き感染予防対策に御理

解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分の報告、五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定及び五條市一般会計補正予算を提出いたしておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

○議長（山口耕司）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

十二番	大	藤	谷
一番	斎	有	龍
二番	谷	勝	雄
		啓	紀
		議員	議員

以上、三名の方にお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る四月十五日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり本日から二十六日までの七日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十六日までの七日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（山口耕司） 次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） それでは、本臨時会に提出の議案について御説明を申し上げます。

まず、報第三号 専決処分の報告（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、条例に引用している法律の条項を整理することが必要となつたため、地方自治法第百八十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたので報告するものであります。

次に、報第四号 専決処分の報告、承認を求めるごと（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、令和四年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第五号 専決処分の報告、承認を求めるごと（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、令和四年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第三十三号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定及び議第三十四号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきましては、各公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第三十五号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ九千六百三十七万六千円を追加する予算の補正でござります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を増額するものであり、財源につきましては、国庫支出金等を見込み、補正予算を編成した次第であります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。

○議長（山口耕司） 市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第三号 専決処分の報告について（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第三号、専決処分の報告について（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律等が令和四年三月三十一日に公布されたことに伴い、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和四年三月三十一日付をもつて専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三ページから四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第四十八条第九項及び第十五項では、地方税法において、法人市町村民税の申告納付に係る二件の規定が追加されたことに伴い、二項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行つております。

次に、附則第十条の二第三項から第二十四項におきまして、地方税法において、鉄道事業法に規定する鉄道事業者等に対する固定資産税の課税標準の特例に関する規定が削除されたことに伴い、一項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行つております。

次に、第二条の五條市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、附則第二項、第三項及び第四項につきましては、地方税法において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業に対する固定資産税の課税標準の特例に関する規定が削除されたことに伴い、一項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の

整備を行つております。

次に、附則第五項につきましては、このことに加え、電気通信事業法に規定する電気通信事業者に対する固定資産税の課税標準の特例に関する規定と、都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設協定に基づき都市再生推進法人が管理する土地等に対する固定資産税の課税標準の特例に関する規定の合計二件の規定が削除されたことに伴い、結果として三項の項ずれが生じることとなつたため、これに合わせ規定の整備を行つております。

本則は以上です。

恐れ入りますが、議案書の四ページ下から五ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

まず第一条では、施行期日について定めています。

次に、第二条では固定資産税について、また第三条では都市計画税について、それぞれ経過措置を定めています。
以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司） 報告が終わりました。
これより質疑に入ります。――
質疑を終わります。

以上で、報第三号の報告を終わります。

○議長（山口耕司） 次に日程第五、報第四号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 報第四号 専決処分の報告、承認を求めるについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○ 総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第四号、専決処分の報告、承認を求めるについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律等が令和四年三月三十日に公布されたことに伴い、令和四年度における本市の市税の課税に急を要したことから、地方自治法第百七十九条第一項の規定により令和四年三月三十日付をもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書八ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、附則第十条の二では、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税について、課税標準額の特例措置についての規定を設けております。

次に、附則第十条の三第九項及び第十一項におきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税について、課税標準額の特例の拡充等について、規定の整備をしております。

次に、附則第十二条第一項では、商業地等に係る課税標準額の特例措置について規定の追加をしております。
続きまして、第二条の都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案書九ページの下から二行目の附則第六項において、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税について、課税標準額の特例措置についての規定を新たに設けたことに伴い、一項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行っております。

また、議案書九ページの下から六行目の附則第八項におきまして、商業地等に係る課税標準額の特例措置について規定の追加をしております。

本則は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。
続きまして、附則について御説明を申し上げます。

まず第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では固定資産税について、また第三条では都市計画税について、それぞれ経過措置を定めています。以上で、御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）八ページの五條市税条例の一部改正、第一条の附則第十条の三第九項中の「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」にと、また次に「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、そしてまたさらに「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、ということになりますけれども、この熱損失防止改修住宅とかいうのは五條市で言えばどういう住宅に該当するのか、そしてまた附則第十二条の第一項中に「百分の五」の次に「百分の二・五」を加えるということですけれども、これは今まで百分の五の課税だつたけれども、引き続き百分の五の課税をしつつ、百分の二・五をまた課税するということなのか、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の熱損失防止改修の等がついている部分ですけれども、地方税法上でいいますと、窓の断熱改修工事、床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事についてうたっております。

次の百分の二・五ですけれども、これは今までの法律では百分の五、土地の評価額が上がった場合に、次の年度は据え置きをして二年目から五パーセント引き上げるということになつておつたのを二・五パーセントの引き上げに替えるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（山口耕司） 次に日程第六、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 報第五号 専決処分の報告、承認を求めるについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美） ただいま上程いたしました報第五号、専決処分の報告、承認を求めるについて（五條市国民健康保険税条例）の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和四年三月三十一日に公布され、原則として令和四年四月一日から施行されることに伴い、令和四年度における国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、令和四年三月三十一日付をもつて専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を本臨時会に報告し、あわせて承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、地方税法施行令の改正に合わせて国民健康保険税の基礎課税額等に係る限度額を引き上げることにより保険料負担の公平性を確保するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二条第二項及び同条第三項並びに第二十一条第一項中、基礎課税額の限度額を「六十三万円」から「六十五万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「十九万円」から「二十万円」にそれぞれ改正するものです。

次に、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」、「三番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 説明にはありませんでしたけれども、基礎課税額の限度額を現在六十三万円ですけれども、六十五万円に改めると、また後期高齢者支援金等課税額の限度額を現在十九万円ですけれども、二十万円に改めるという議案の内容ですけれども、この議案が可決され限度額の引き上げがそれぞれされた場合、引き上げられた限度額に引き上がる世帯数は基礎課税のほうも後期高齢者支援金のほうもそれぞれ何世帯ぐらいになるのか、答弁をお願いしたいと思います。

そしてもう一つは、令和二年度の国民健康保険会計の決算において基金は幾らあつたのか、また令和二年度の收支は幾らになるのか、その辺を答弁願いたいと思います。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

二つの限度額がいっぱいになる世帯につきましては、基礎課税額分につきまして五十一世帯と想定しております。

後期高齢者支援金分につきましては百三世帯でございますが、先ほどの基礎課税額分の五十一世帯につきましては、後期高齢者支援金分の百三世帯と全て重複するという状態でございます。

令和二年度の基金につきましては、令和二年度の決算で三億二千万円、積立てが六千五百万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁どおり限度額が上がればそれぞれ今答弁のあつた世帯数が上がるわけですけれども。そして一方では、基金が約三億二千万円、收支は約六千五百万円の黒字という答弁であったわけですけれども、御存じのようにコロナ問題が令和二年度ぐらいから続いておりまして、収入の少ない方、また仕事の不安定な方にとっては大変な影響を与えておりますけれども、今まで収入の多かつた方もコロナ問題や物価高、いろんな問題で収入が落ちてているという状況にあるわけでありますから、国の法律の改正に伴うものでという説明であります

けれども、こういうコロナ問題等々の大変な影響の大きい状況の下では、基金三億二千万円、収支六千五百万円という、こういう財源があるわけですから、この引き上げについてはやはりもつと市民の皆さん方の現実を見て、慎重に検討すべきであったということを指摘しておきたいというように思います。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）今の部長の説明の中で、公平性を担保するためやというようなお話でありますけれども、これは県の統一化に向けた金額の上げ幅の中での公平性を担保するためにこの値上げが行われるのか、その辺ちょっと答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

公平性を担保するという点につきましては、上限を上げずに必要な保険税収入を確保するといったら、高所得者層の負担は変わらないまま中間所得層の負担が重くなるという状態でございます。上限を引き上げることで高所得者に多く御負担をいただいて、中間所得層の被保險者に配慮した保険税設定が可能になるというふうに考えております。

県の統一と関係するのかという点につきましては、既に過去に一度に上がるということにならないよう引上げをしてきておりますが、この県の単一化の際に奈良県が設定いたしました奈良県国民健康保険運営指針の中で賦課限度額の設定につきまして政令で定める賦課限度額と同じとするという規定をしておりますので、それも合わせまして今回改正が必要と考えております。
以上でございます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第三十三号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程いたしました議第三十三号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
恐れ入りますが、お手元の議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立中央公民館指定管理者の指定につきましては、去る四月十三日に開催されました市の指定管理者候補選定委員会において選定されました当該施設に係る指定管理者の候補者を地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市立中央公民館」、位置は「五條市本町三丁目一番一三号」でございます。

次に、二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「櫻井誠文堂」、代表者は「櫻井晃二」、住所は「五條市五條一丁目六番一七号」でございます。

次に、三、指定期間につきましては、「令和四年六月一日から令和七年三月三十一日まで」でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）初めに評価点数と今回西吉野コミュニティセンターと別に募集した理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

まず今回選定委員で選定された申請者でございますが、二团体ございました。まず桜井誠文堂については八十・〇点、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社近畿支店におきましては、七十二・〇点となつております。

次に、今回西吉野コミュニティセンターと中央公民館とに分けて募集した理由ということでお答えしますが、その点につきましては、前回の募集では市民サービスのさらなる向上と効率的な運営を図るため二施設合同で募集を行いました。しかしながら前回の申請団体は一団体のみであり、競争性も不十分であつたことからより多くの団体が参加していただきやすくするため、また現在指定管理者が不在の状況であり利用者の利便性を早急に確保する必要があるため、今回はそれぞれの施設に対して指定管理者候補を公募し、速やかに選定するとしたところからです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）先ほど評価点数が八十・〇点ということを言つていただいたのですけれども、この前回の六十九・二点から八十点になつた要因についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

今回選定委員会で審査した結果でござりますので、中身がどういう形でそのように八十点になつたのかということの理由は分からぬところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）もう最後ですので……、評価点数が分からぬということですけれども、指定管理の選定委員のメンバーは同じメンバーだ

つたのか、それとも違ったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の委員につきましては、全員前回と違う委員を選定させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第八、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第三十四号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。岡西吉野支所長。

〔西吉野支所長 岡 民長登壇〕

○西吉野支所長（岡 民長） ただいま上程いたしました議第三十四号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についての提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十五ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理者の指定につきましては、去る四月十三日に開催されました市の指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理者の候補者を地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市立西吉野コミュニティセンター」でございます。位置は「五條市西吉野町八ツ川四五一番地」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「桜井誠文堂」でございます。代表者は「櫻井晃二」氏でございます。住所は「奈良県五條市五條一丁目六番一七号」でございます。

次に、三の指定の期間につきましては「令和四年六月一日から令和七年三月三十一日まで」でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

○十番（吉田雅範） 説明会並びに公募に来られた人数、まずはそれをお尋ねしたいと思います。それと評価点数と。

○議長（山口耕司） 岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

申請団体は三団体でございます。

評価点数につきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が六十九・五点、桜井誠文堂が七十四・七点、白銀南地区自治連合会が五十六・五点でございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それで桜井誠文堂さんが落札というか、点数が良いということですけれども、職員さんは先ほどの中央公民館とは重複していませんね。

○議長（山口耕司） 岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長） 審査会のほうでは重複しているかどうかという確認はしておりません。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 指定管理の募集要項の中で重複して取つてもいいけれども、職員は重複しないようにということをうたっていると思うのですけれども、その辺りは何か聞いていませんか。

○議長（山口耕司） 岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長） 提案申請書の中には、二名が専属でそこで勤務するということと、必要に応じてイベントとかがあつた場合については応援体制で従事するというようなところの申請内容という点がございました。

以上、答弁いたします。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第九、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第三十五号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十五号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊のA4横、令和四年度五條市一般会計補正予算（第一号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございまして、その総額にそれぞれ九千六百三十七万六千円を追加し、総額で百八

十二億六千六百三十七万六千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一款議会費、一項議会費、一目議会費、三節職員手当等の百五十万四千円の減額でございますが、令和四年五條市議会第一回二月定例会における条例改正に伴う市議会議員期末手当の減額をするものでございます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防費九千七百八十八万円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、十二歳から十七歳までの市民に対する三回目の接種及び三回目の接種が完了した市民に対して四回目の接種を実施するための体制を確保するためには不足する費用を計上するものでございます。

なお、この財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。
歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。
歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において九千七百八十八万円を追加し、十九款繰入金において百五十万四千円を減額いたしまして、歳出との均衡を図つた次第でございます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二十一日から二十五日まで休会とし、次回二十六日午後二時に再開して議案審議を行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午前十時五十分散会

